

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和38年7月世田谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の第5条第2項第1号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年11月世田谷区条例第51号）附則第8項に規定する配偶者等を除く。）」とする。